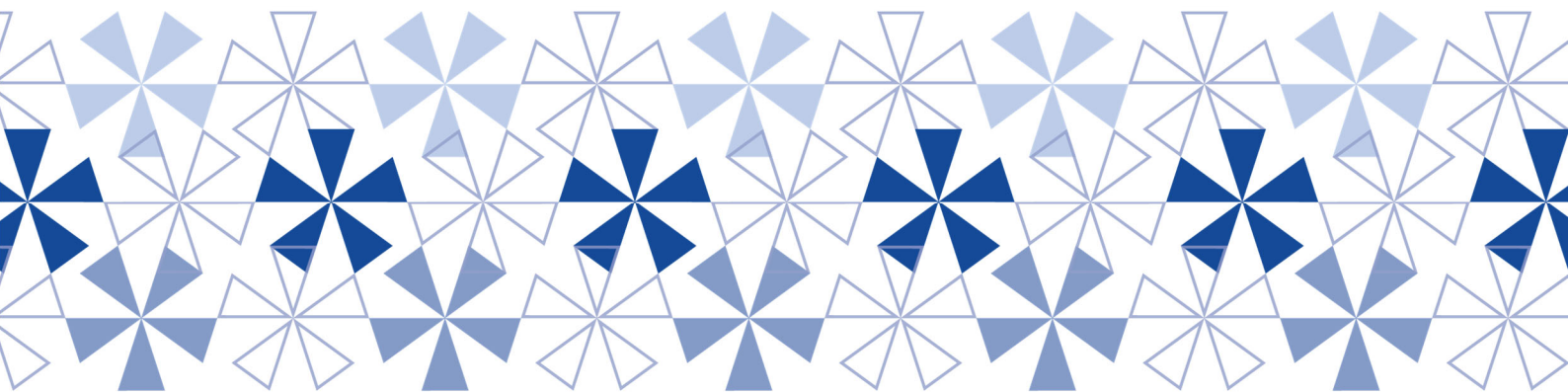


■ 卷 末 資 料



■ 策定の経緯

立地適正化計画の策定にあたっては、市民の皆様のご意見や専門的知見を計画に反映させるため、市民アンケート調査、住民懇談会やパブリックコメントの開催、策定委員会での検討などを経ながら検討を進めてきました。

年 月 日		事 項
平成31年	2月9日～ 3月1日	市民アンケート調査
令和元年	9月20日	都市計画マスタープラン・立地適正化計画 第1回策定委員会
	10月15日	住民懇談会（大田公民館）
	10月16日	住民懇談会（影森公民館）
	10月17日	住民懇談会（荒川公民館）
	10月20日	住民懇談会（原谷公民館、中央公民館）
	10月23日	住民懇談会（吉田公民館）
	10月24日	住民懇談会（尾田蒔公民館）
	10月25日	住民懇談会（高篠公民館）
	10月26日	住民懇談会（中央公民館）
	10月30日	住民懇談会（大滝公民館、久那公民館）
令和2年	1月14日	都市計画マスタープラン・立地適正化計画 第2回策定委員会
	1月27日	秩父地域まちづくり連絡協議会（1市4町）
	5月19日	都市計画マスタープラン・立地適正化計画 第3回策定委員会
	8月27日	都市計画マスタープラン・立地適正化計画 第4回策定委員会
	11月30日	特設 WEB ページ開設
	12月25日	都市計画マスタープラン・立地適正化計画 第5回策定委員会
令和3年	1月15日～ 2月16日	パブリックコメント
	3月8日	都市計画マスタープラン・立地適正化計画 第6回策定委員会
	3月18日	秩父市都市計画審議会（諮問・答申）
	3月24・30日	事業者向けオンライン説明会



■都市計画マスタープラン・立地適正化計画 策定委員会 委員名簿

区分 (分野)	所属機関・職名	氏名	備考
学識経験者 (都市計画系)	日本大学理工学部 教授	大沢 昌玄	
学識経験者 (都市交通系)	福島大学経済経営学類 准教授	吉田 樹	
公共交通 (鉄道事業者)	西武鉄道株式会社鉄道本部 計画管理部鉄道計画課 課長	齊原 潤	前任：長田 裕太郎
公共交通 (鉄道事業者)	秩父鉄道株式会社 運輸部 部長	関口 恒男	
公共交通 (バス事業者)	西武観光バス株式会社 運輸計画部 部長	関根 康洋	
公共交通 (タクシー事業者)	秩父タクシー協会 会長	金子 理恵子	
医療・福祉 (医療)	(一社) 秩父郡市医師会 会長	井上 靖	
医療・福祉 (福祉)	(福) 秩父正峰会 荒川園園長	青木 栄	
医療・福祉 (福祉)	(学) 橘学園 副理事長	根岸 和美	
商工・観光 (商業)	(公社) 秩父青年会議所 理事長	鈴木 寛明	前任：高林 俊彦
商工・観光 (観光)	(一社) 秩父観光協会 会長	田代 勝三	
土地 (不動産)	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 秩父支部 専務理事	山柴 康広	
土地 (土地鑑定)	(公社) 埼玉県不動産鑑定士協会	新井 寛久	
住民代表等	秩父市町会長協議会 副会長	西 弘行	諏訪町会
住民代表等	公募市民	今泉 学之	
住民代表等	公募市民	関根 進	
行政 (埼玉県)	埼玉県都市整備部都市計画課 副課長	宮田 敏之	前任：石川 修
行政 (埼玉県)	埼玉県秩父地域振興センター 地域防災幹	石川 修	前任：持田 正美

■ 用語の解説

あ

インフラ

インフラストラクチャーの略で、道路・鉄道・港湾・ダム・上下水道・通信施設など、公共の福祉のための基盤となる施設のこと。

ウォークアブル

「歩く」の「walk」と「～できる」の「able」を組み合わせた「歩くことができる、歩きやすい」という意味の言葉。

雨水出水(内水)

一時的に大量の降雨が生じ、下水道などの排水施設に雨水を排除できないこと、また、下水道などの排水施設から河川などの公共水域に雨水を排除できないことに起因した出水。

延焼クラスター

消防活動が全く行われずに放置された（もしくは消火できなかった）場合、一体的に延焼が及ぶ可能性がある範囲を分析したもの。

か

家屋倒壊等想定氾濫区域

78 ページ参照。

河岸段丘

河川の流域に流路に沿って発達する階段状の地形。

急傾斜地崩壊危険区域

78 ページ参照。

狭隘道路

主に4m未満の道路。

緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点と相互に連絡する道路。



景観行政団体

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のこと。市町村が景観行政団体となるためには知事との協議・同意が必要となる。本市は2005（平成17）年7月に景観行政団体となっている。

洪水（外水氾濫）

河川の堤防から水があふれ、または堤防が決壊して家屋や田畑が浸水すること

コンパクト＋ネットワーク

47 ページ参照。

さ

災害ハザードエリア

災害の危険性の高いエリアで災害レッドゾーン、災害イエローゾーンに分けられる。災害レッドゾーンでは住宅等の建築や開発行為等の規制があり、災害危険区域（崖崩れ、出水等）、土砂災害特別警戒区、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が対象となる。災害イエローゾーンでは、建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備を求めている。

市街地開発事業

市街地を開発または整備する事業のこと。具体的には、都市計画法第12条に掲げられた6種類の事業（市街地再開発事業、住宅街区整備事業、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業）を「市街地開発事業」と呼ぶ。

自然減

死亡者数が出生者数を上回っている状態。少子高齢化の傾向をみるうえでの基礎的指標となる。

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために避難する場所。災害対策基本法に基づいて、洪水や津波など災害の種類ごとに一定の基準を満たす施設または場所を、市町村長があらかじめ指定する。

社会減

転出が転入を上回っていること。転出超過ともいう。

人口集中地区

国勢調査において設定される統計上の地区。原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地区。

浸水想定区域

河川の氾濫や局所的な豪雨などによって雨水の排除ができないことによる出水、高潮による氾濫が起きた場合に、浸水が想定される区域。

スマートモビリティ

テクノロジーを用いた安全で便利な新しい交通システムやその概念。安全で便利であることはもちろん、都市が抱える渋滞などの課題から大気汚染などの環境問題まで交通に関する課題を幅広く解決することを目指している。

セーフコミュニティ

「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、その傷害予防活動に重点を置き、地域社会全体が協働により安全・安心の取組を行っている地域のこと。

Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続くもので、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日 閣議決定）において提唱された、我が国が目指すべき未来社会の姿。

た

大規模盛土造成地

盛土の面積が3,000㎡以上の谷や沢を埋めた造成宅地、盛土する前の傾斜地の角度が20度以上で盛土の高さが5m以上の傾斜地盤上に腹付けした造成地。

地区計画

106 ページ参照。

ちちぶ定住自立圏

秩父圏域の1市4町が連携する定住自立圏構想。現在、協定による「ちちぶ定住自立圏」を形成し、医療、産業振興、公共交通など1市4町共通となる事業を展開。

低未利用土地権利設定等促進計画

108・109 ページ参照。



都市計画区域

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他の都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市計画法

107 ページ参照。

都市計画マスタープラン

正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2）」のことであり、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（総合振興計画）に即して市町村が定めるもの。

都市再生整備計画

都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）として作成されるもの（都市再生特別措置法第 46 条）。

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化や都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、緊急を要する市街地の整備や都市再生整備計画に基づく事業への交付金の交付などの措置を講じることで、社会経済構造の転換を促し、経済の健全な発展や生活の向上に寄与することを目的として制定された法律。

都市のスポンジ化

都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、スポンジのように都市の密度が低下すること。都市のスポンジ化は、サービス産業の生産性の低下や行政サービスの非効率化、地域コミュニティの存続、治安や景観の悪化などにつながり、都市の衰退を招く恐れがある。

土砂災害警戒区域

78 ページ参照。

土砂災害特別警戒区域

78 ページ参照。

ドローン

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。無人航空機。

は

バリアフリー

道路の段差などの物理的障壁、障害者や高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁など、障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去すること。

PDCA サイクル

品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費・児童手当など。

普通建設事業費

道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。

分散型電力ネットワーク

再生可能エネルギーを主要な電力源とし、既存の系統電力網からの独立を目指す次世代の電力システム。

ま

MaaS (Mobility as a service)

バス、電車、タクシーからライドシェア、シェアサイクルといったあらゆる公共交通機関を、ITを用いて切れ目なく結びつけ、人々が効率よく、かつ便利に使えるようにするシステムのこと。

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などを整備し電線類を地中化し、道路から電柱をなくすこと。

モータリゼーション

自動車産業の発展に伴い、クルマを利用することが社会的に一般化した状態のこと。



モニタリング

監視すること。観察し、記録すること。

モビリティ

乗り物、移動手段のこと。

や

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築・設備、製品、情報などのデザインのこと

ユネスコ無形文化遺産

口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わる「無形文化遺産」で、ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づき「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録されたもの

容積率

敷地面積に対する建物の延床面積の割合のことで、敷地に対してどのくらいの広さの建物が建てられるかという割合を示すもの。

用途地域

106 ページ参照。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(水防法)。

ら

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステムの総称。

ランドマーク

都市景観や田園風景において目印や象徴となる対象物。歴史的、文化的に価値のある建造物、記念物、町並みなどがある。